

別紙

令和8年度（令和7年度からの繰越分）放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（令和7年度補正予算分）実施要綱

1 事業の目的

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施する市町村域における放課後児童クラブDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のための実証等を実施し、その成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行うことで放課後児童クラブにおけるDXを推進することを目的とする。

放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、自治体における利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、放課後児童クラブ職員の業務負担軽減等を図り、事業の安定的な運営を目指す。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

以下の（1）（2）の全てを実施すること。

（1）関係者によるコンソーシアムの設置

放課後児童クラブDXを推進するため、以下の3つの関係者を構成員としたコンソーシアムを設置し、課題の洗い出し及びアプローチ方法の検討、システムの導入（開発・改修を含む。以下、同じ。）、事後検証を行う。

- ① 市町村等の関係部局（放課後児童クラブ担当部局やシステム担当部局等）
- ② 放課後児童クラブ運営法人や事業所
- ③ 開発ベンダー等

（2）放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進事業の実施

コンソーシアムにおいて議論された内容を踏まえ、放課後児童クラブを利用する保護者と市町村等、あるいは保護者と事業所を相互につなぐもの、もしくはそのすべてをワンストップで接続するような機能を有するシステムを導入し、その効果（自治体や放課後児童クラブ職員、保護者等の負担軽減、システム導入によるヒューマンエラーの排除等による業務改善）や課題を検証する。

具体的な業務（機能）例は以下の通りであり、①～④のいずれか、もしくは複数の業務（機能）を実施すること。これらはいくまで例示であり、これを超えるような業務（機能）（例：子育て情報のプッシュ通知、利用児童決定にあたってのマッチング補助機能等）、データ連携先（例：小学校等）を対象とすることは妨げない。

<具体的な業務（機能）例>

- ① 保護者と市町村等の間での業務（機能）
 - ア 入所、休所、退所等に係る手続き申請
 - イ 面談や見学予約の調整
 - ウ クラブ空き状況の見える化
 - エ 利用料等の請求、支払い 等

- ② 保護者と事業所の間での業務（機能）
 - ア 欠席・早退等の連絡
 - イ 来所・帰宅の情報共有
 - ウ 連絡帳ツール
 - エ 保護者アンケート
 - オ 通信（おたより）の配信 等

- ③ 市町村等と事業所の間での業務（機能）
 - ア 利用実績の管理、報告
 - イ 登録児童管理（補助金申請）
 - ウ 職員の出退勤管理、報告
 - エ 市町村等からクラブへの情報提供
 - オ 育成支援の記録共有 等

- ④ 保護者、市町村等、事業所等をつなぐ業務（機能）
 - ア 保護者からの入所申請情報を市町村等が確認後、利用事業所への共有
 - イ 事業所が有する児童の利用実績を市町村等と共有し、市町村等から保護者への利用料等の請求
 - ウ AI を使った定員管理及び待機児童と事業所のマッチング 等

(3) 成果物の提出

実証事業実施後は、その取組がコンソーシアムにおいて整理された課題等に対して、どのような効果があったのか、KPI に基づく定量的な実績の分析、考察を行い評価等した成果を報告書としてとりまとめ、コンソーシアムに参画する者のみならず、保護者等を含めた放課後児童クラブに係る関係者に対し広く周知するとともに、こども家庭庁に報告すること。

4 対象事業の制限

次に該当する取組については、本事業の対象としない。

- ① 他の国庫補助を受けている取組
- ② 備品（I C T機器等）の購入や施設整備（L A N環境等）が主たる目的と判断される等、事業内容が本事業の趣旨と明らかに異なる取組
- ③ 第三者への資金交付や営利を目的とした取組

5 実施主体の選定及び成果の報告

- (1) こども家庭庁は、上記3に定める事業を実施する市町村について、別に定める公募要領

により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす市町村のうち、こども家庭庁による事業内容の審査を経て決定する。

- (2) 事業成果の報告書については、事業終了後1月を経過した日又は事業実施の翌年度4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁に報告すること。
- (3) 市町村は、上記(2)に関わらず、検証結果等の事業実施状況について、こども家庭庁からの求めに応じて、随時報告を行うものとする。

6 留意事項

- (1) 本事業の対象は単年度で終了する取組であること。
- (2) 実施主体は、本事業の実施に当たって、関係機関等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (3) 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記3に定める事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 費用

事業に要する費用について、国は別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。